

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年五月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 さいたま栗橋線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|-----------------|--------------------------------------|-----------------|
| 先まで | 久喜市高柳字古川一四七六番一地先 から同市高柳字古川一四七八番一地 | 区 間 |
| 二〇・九五〇 二二・〇二 | 一七・四五〇 二二・〇二 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 五〇・六四 | | 延長 (メートル) |
| | | 備 考 |